

令和6年度宮崎県ICT等の導入支援 Q&A

補助対象事業者について		
問.1	Q 対象事業所は介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象）とあるが、総合事業の事業所や共生型サービスの指定を受けた事業所も対象か。	A 介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所介護サービス（以下、単に「総合事業」）を行う事業所は対象外である。一方、共生型サービスの指定を受けた事業所は、対象サービスです。 なお、指定訪問介護又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業に使用することは可能です。
問.2	同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。	指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所と計算されます。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えないが、2つの事業所を対象にしているにも関わらず、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、補助目的外とならないようお願いしたい。
問.3	法人本部は県外だが、事業所が県内にある場合、補助対象になるか。	補助対象事業者は、宮崎県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者のため補助対象となります。
補助対象期間について		
問.4	補助対象となるには、いつまでに事業を完了すればよいか。	県が交付決定をした後に、令和7年1月31日までに契約、納品、発注、導入の全てを完了する必要があります。県の交付決定前及び令和7年2月1日以降に納品、導入が完了していないものについては補助対象外になります。
問.5	年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。	リースの場合は一定期間ごとのリース代の支払いが想定されるが、実施要綱上、当該年度中の経費を補助対象としているため、当該年度の3月末までの経費が対象になります。
問.6	介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。	介護ソフト等の補助額の考え方を以下のとおりとする。 ・使用権の期限がないもの・・・全額が対象 ・支払いが月額払いのもの・・・当該年度分が対象 ・支払いが年額払いのもの・・・1年分が対象 ・複数年の使用権契約のもの・・・契約年数を按分して1年分
問.7	クラウドサービスを導入する場合に、いつでも解約が可能な月額料金を支払う形式ではなく、5年間の使用契約とし、当該年度に一括して5年間分の使用料を支払う場合、初年度に全額を補助対象経費としてよいか。	全額を補助対象経費として計上することはできません。 使用権型の介護ソフトを導入する場合と同様に、補助額の考え方は問6と同じになります。
補助対象経費について		
問.8	本事業によって導入する介護ソフトが補助対象であるかどうかの判断基準をどのように考えればよいか。 ※ケアプラン標準仕様・・・居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様	補助対象経費の介護ソフトの要件を満たしたものである。CSVファイルの出力・取込機能について一部のみ実装している場合は補助対象とならない。ケアプラン標準仕様の対象サービスについては、本補助金のホームページにて公開しています。
問.9	転記不要（一気通貫）の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に転記不要（一気通貫）になる（転記が不要になる）場合にも対象として良いか。	お見込みのとおり。なお、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により転記不要（一気通貫）となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象となります。
問.10	オンプレミス型でサーバーを設置する場合、サーバーの費用は補助対象となるか。	本事業の補助対象となるタブレット端末等については、訪問先でデータの入力を行う等、持ち運んで使用するものを想定しています。そのため、補助対象経費として、「事業所に置くパソコンやプリンターは対象外」としており、サーバー機は対象となりません。
問.11	宮崎県が交付決定するより前に購入した介護ソフト等も補助対象になりえるか。	県が交付決定する前に購入、発注等した場合の経費については、補助対象外になります。
問.12	一気通貫のクラウドサービスを導入する場合に、本契約前に3か月の無料お試し期間がある場合は、交付決定日以降に本契約をするのであれば、無料お試し期間を利用して問題ないか。	問題ありません。本契約及び費用の発生が、交付決定日前の場合は補助対象外になります。

問13	使用権（ライセンス）購入型の介護ソフトを導入済で、使用権の期限が切れるにあたり、再度使用権を購入する場合は、補助対象か。	既に導入済の介護ソフトの使用権が切れた場合で、単に再度使用権を購入する場合は、現在使用している介護ソフトの継続使用であり、補助対象外です。
問14	ケアプランデータ連携システムのライセンス料（21,000円/年）は補助対象になりえるか。	お見込みのとおり。
問15	市直営の地域包括支援センターが介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が利用するタブレット等を本事業の対象としても良いのか。	市町村直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等について対象とすることについては差し支えない。ただし、地域包括支援センターの整備費・運営費には充てることは想定していないため、介護予防支援事業所ではなく地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とできません。

申請について

問16	職員数に応じて、補助上限額が決められているが、職員数に含めて良い職種は何か。	基準条例の人員基準上、必要とされている職種の職員とします。例えば、通所介護事業所であれば、管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員です。事務職員、栄養職員、調理員、送迎、清掃のみを行う職員等は含めません。
問17	タブレット端末等をネットで購入する場合、申請書に添付が必要とされている見積書やカタログがない場合どうすればよいのか。	ネットの画面で、購入しようとするタブレットの値段、機能やサイズ等が分かる製品情報を示した画面を印刷し、添付してください。
問18	ICT等の導入支援補助金の申請は一回限りか。	ICT等の導入支援事業は、原則1事業所あたり1回の申請です。ただし、職員による補助上限額の範囲内であれば複数申請は可能です。その場合の補助上限額は、上限額からそれまで受けた補助金の合計額を控除した額になります。（上限額の算出にあたっては、過年度に交付した際は、過年度に交付した際と当該年度申請した時点の職員数で少ない方の区分で算定します。
問19	過去にICT導入補助金の補助実績がある事業所がパッケージ型導入支援の申請は可能か。	過去に補助実績がある事業所であっても、過去と異なる業務改善計画であれば可能です。

補助要件について

問20	SECURITY ACTIONの宣言は、中小企業のみ行えばよいのか。（大企業は宣言不要か）	SECURITY ACTIONの宣言は事業所単位で行っていただくことを想定しています。中小企業であり単一事業所を運営する場合は法人として宣言を行うことになります。中小企業、大企業の別に関わらず、複数法人を運営する場合は、事業所単位で法人番号がないと考えられるため、「個人事業主」として申し込むことを想定しています。
問21	業務改善計画様式の「SECURITY ACTION自己宣言」については、どのような手順で申し込めばよいのか。	以下のHPを参照の上、事業所単位で申し込んでください。 <ul style="list-style-type: none"> ・「SECURITY ACTION」 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/ ・「SECURITY ACTION自己宣言者サイト」 https://security-shien.ipa.go.jp/security/index.html なお、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込んでください。